**お　知　ら　せ**

（特定処遇改善手当、処遇改善手当について）

2023.3.24

平素よりの精勤、誠に有難うございます。

3月分支給給与において、特定処遇改善手当、処遇改善手当が増額になっておりますので、説明分を同封させていただきます。

❶令和5年3月分「特定処遇改善手当」の支給について

「特定処遇改善手当」は毎年6月～翌年5月の間毎月の給与支払日に一定額を支給しています。支給原資は国からの加算金ですが、その総額以上を皆さんに支給することになっています。令和4年度につきましては、国からの加算金が、皆さんへの支給予定額をオーバーすることとなり、その為、3月分の手当支払い額を増額調整をいたします。最終の調整は令和5年5月分の給与支給にて行います。

❷令和5年3月分「処遇改善手当」の支給について

「処遇改善手当」は毎年6月～翌年5月の間毎月の給与支払日に一定額を支給しています。支給原資は国からの加算金ですが、その総額以上を皆さんに支給することになっています。令和4年度つきましては、国からの加算金が、皆さんへの支給予定額をオーバーすることとなり、その為、3月分の手当支払い額を増額調整をいたします。最終の調整は令和5年5月分の給与支給にて行います。

以上、ご不明の点がございましたらお尋ね下さい。

事務部長：中村雅幸